アルゼンチンの社会保障における 協同組合・互助会の役割

宇佐見

はじめに

アルゼンチンにおける社会保障制度の骨格は、 第二次世界大戦後のペロン政権期に形成された。 第二次世界大戦後の制度形成期には国の関与が次 第に強まったが、経済危機を経た1990年代新自 由主義改革期には、社会保障制度における市場 と民間部門の役割が強調された。それが、2003 年キルチネル (Néstor Kirchner) 政権成立以降 再び国家の役割が見直されている。同政権とそ の後継のクリスティーナ (Cristina Hernández de Kirchner) 政権は新自由主義を批判し、社会的公 正の回復を目指して、社会政策を重視している。

福祉の供給は、国家に限らず市場・家族・市民 社会部門によってもなされ、時代に応じてそのあ り方を変容させてきた。本稿では、市民社会部門 が現在のアルゼンチンの社会福祉供給において、 国家や市場部門と関係しつつ、どのような役割を 果たしているのかを、医療と対貧困政策に焦点を 当てて概観する。ハーバマス (Jürgen Habermas) も述べているとおり、市民社会は多様なアソシ エーション(結社)から構成されている(ハーバー マス [1973: xxxviii])。そのため本稿では、アソシ エーションのなかでも長い歴史があり、数が多 く、かつその実態がある程度把握されている「協 同組合」(cooperativa) と「互助会」(mutual) を 分析の対象とする。

上記課題を明らかにするために、本稿は以下の

ような構成をとる。第1節で福祉が複数の供給主 体によって担われるとする福祉多元主義を説明す る。そして、その一例としてアルゼンチンにおけ る協同組合と互助会の法制と状況を概観する。第 2節では、医療部門において協同組合や互助会が 国家や市場との関係でどのような役割を果たして いるのかを分析し、第3節ではそれらの組織の対 **貧困政策における役割を概観する。**

福祉多元主義とアルゼンチンの 協同組合・互助会

1 福祉多元主義とは

現代の社会福祉は、多様な福祉の供給主体によ り構成されている。それを表す言葉として福祉多 元主義 (welfare mix) という言葉がある。福祉多 元主義とは、行政・ボランティア部門(非営利)・ 営利部門・インフォーマル部門が福祉供給を行う ことを示す言葉であると、ジョンソン (Norman Johnson) により定義されている。ここでいうイ ンフォーマル部門とは、経済学上のインフォーマ ルセクターを意味するのではなく. 家族や地域共 同体などの制度化されていない部門を示す。しか し彼はまた、この福祉多元主義という言葉が、イ デオロギーによって違った意味を持って用いられ ていることも指摘している。たとえば、ニューラ イトや新保守主義論者は、国家の役割を縮小して、

その分市場・家族・ボランティア部門による福祉 供給を重視する。他方、福祉多元主義論者は、各 地域の状況に応じた各部門による最適な福祉供給 バランスを目指し、そのなかで分権と参加の意義 を強調する。彼らは、ボランティア部門の拡大を 期待するが、同時に国家の役割を重視する。福祉 供給に関して、ニューライト・新保守主義論者は 女性が家庭にとどまり福祉を供給することを期待 し. 福祉多元主義論者も家庭とボランティア部門 において女性の不払い労働に依存しているという (ジョンソン [1993])。

ペストフ (Victor Pestoff) も、ジョンソンとほ ぼ同じ福祉多元主義に立脚している。そこでは. 国家, 市場とコミュニティ(世帯・家族) からな る福祉トライアングルがあり、その中心にボラン ティアや非営利組織などのアソシエーションから なる第三セクターが位置する。ペストフのいう第 三セクターは、そこに含まれる組織すべてが市民 社会組織とみなされることにより、市民社会のな かに包摂される概念である。彼の議論で特徴的な のが、この第三セクターを国家・市場とコミュニ ティ間を媒介する媒介セクターとみなしている点 である。すなわち、ペストフのいう第三セクター は、それと隣接する市場・国家やインフォーマル セクターといった領域と相互に影響しあう存在と して把握されている。第三セクターを媒介セク ターと位置づける利点として、ペストフは第三セ クターの政治的役割の重要性が喚起される点など を指摘している (ペストフ [2000:54])。

現実の福祉が性格の異なる多様な福祉供給主体 により供給されていることは、福祉多元主義の指 摘を待たずとも自明であると思われる。そのうえ で福祉多元主義の議論は、多様な福祉供給主体が 互いにどのような関係性を持っているかに注目 し、各社会がどのような福祉社会であるのかを見 極める指標を提供してくれる。多くの市民社会に 関する議論では、市民社会を国家・市場・家族か ら独立した領域であると考えている(Cohen and Arato [1992:117-118])。ペストフの考えもその延 長線上にあるが、第三セクターを媒介領域とみる ことにより、それを構成するアソシエーションの 性格を考察する指標を与えてくれる。後述する協 同組合も、通常は市民社会あるいは第三セクター に属するとみなさている。しかし、協同組合は連 帯や民主主義といった原則を持つ社会的要素と. 市場で営利企業とともに活動する企業的要素を 併せ持つとされる (イアーネス [2014:48])。また、 当然のこととして協同組合は、 国家により監督さ れている。協同組合の性格を見極めるうえで、第 三セクターを媒介概念と考えることにより、その 国家や市場との関係性がより明確化されることが 期待される。

2 アルゼンチンにおける協同組合と互助会の 理念と法制

アルゼンチンにおける協同組合や互助会の起源 は、19世紀末にヨーロッパ人移民がその移民集 団や宗教組織などをもとにした互助組織をブエノ スアイレスに築いたことにまでさかのぼることが できる。1919年には、ブエノスアイレスにおいて 第1回全国協同組合大会が開催され、108協同組 合が参加した。1926年になると、最初の協同組 合法である法律 11388 号が制定された (Plotinsky [2009])。2015年現在有効な協同組合法は、1973 年に制定された協同組合法(法律20337号)であ る。また、ペロン党のメネム政権期の1996年に、 国家協同組合·互助会運動院 (Instituto Nacional de Acción Cooperativa y Mutual: INACyM) が設 立され、それがデ・ラ・ルーア (Fernando de la Rúa) 連合政権期の2000年に、社会開発省監督

下の国家協同組合運動・社会的経済院(Instituto Nacional de Asociativismo y Economía Social: INAES) に改組された。同院は、協同組合・互助 会と社会的経済を推進・発展させる活動、および それらに対する規制を行っている。

国家協同組合運動・社会的経済院によると、協 同組合は以下のような七つの原則を持つとされ. それは協同組合法における協同組合の定義を反映 したものである。①すべての人に開かれたメン バーシップ,②会員による民主的運営,会員間の 平等な投票権利. ③会員による出資. 協同組合の 資産の一部は共有・報償の限定。 ④会員による自 主的運営、⑤会員と役員への教育と訓練、⑥協同 組合同士の地域的・全国的な協力、⑦コミュニティ の持続的発展のための貢献。また、協同組合法に よると、協同組合は会則の定めにより非会員にも サービスが提供できるが(第10条)、その際得ら れた余剰金は特別会計に積み立てなければならな いとされる (第42条)。また、協同組合には以下 のような九つの種別がある。これをみると、協同 組合のほとんどの活動が、市場で営利目的の民間 企業と競合していることがわかる。

他方, 互助会は 1973 年制定の法律 20321 号に

より、そのあり方が規定されている。同法による と, 互助会は営利を目的とせず, 連帯意識を持っ た人々により自由に組織され、会員の定期的拠出 によりリスクに対する互助,物質的および精神的 厚生を受給することを目的とする (第1条)。会 員は国籍, 宗教, 人種およびイデオロギーで差別 してはならず (第7条), 総会では1人1票 (第 21.22.23条)が原則となっている。また第4条で おもな活動分野を挙げており、医療サービスの提 供・薬剤の提供・補助金・貸付け・保険・建設・ 住宅売買・文化促進・教育・スポーツ・観光・葬 儀・その他となっている。国家協同組合運動・社 会的経済院によると、互助会は次の7原則にのっ とり活動を行っている。①自主的な加入、②民主 的組織、③制度的中立、④サービスに対応した拠 出金の支払い、⑤余剰金の社会化、⑥会員相互の 教育と訓練, ⑦開発への統合である。

協同組合も互助会も、市場で営利企業と競争す る企業という側面を持っている。その反面、協同 組合法や国家協同組合運動・社会的経済院の掲げ る理念からみると、両者は会員による民主的な運 営、報償の限定およびコミュニティ開発への寄与 の原則のもとに運営されている点で、営利を目的

表 1	協同組合の種別
1X I	一切 リルロロ マノバモルリ

協同組合の種別	役割			
農牧業協同組合	農牧業生産者向けの生産コスト削減と流通			
労働協同組合	財・サービス生産のために労働者が設立			
年金協同組合	特定の職業のための年金組合			
公共サービス協同組合	公共サービス受益者が組織・運営			
住宅協同組合	住宅取得のための協同組合			
消費協同組合	安価での商品の購入			
信用協同組合	会員の資金による会員への融資			
保険協同組合	あらゆる種類の保険の会員への提供			
銀行協同組合	銀行のあらゆる種類の金融サービス			
/ a . a .				

(出所) INAES. http://www.inaes.gov.ar/es/ 2015年2月4日。

とした民間企業とは性格が異なり、市民社会のア ソシエーションとみなすことができる。協同組合 と互助会の違いは、協同組合がそれぞれの会則に のっとり会員以外にもサービスを提供できるのに 対して, 互助会はサービスの提供が会員に限定さ れる点にある。また、協同組合の活動分野が、市 場で営利企業と競合する分野であるのに対して. 互助会は文化やスポーツなど、市場以外での活動 を行うものも多い。

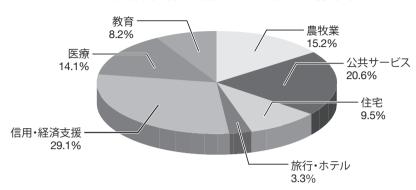
3 アルゼンチンにおける協同組合と互助会の現状

つぎに、国家協同組合運動・社会的経済院が 2005~2007年に行った協同組合と互助会の登録 と部門別経済活動センサスの結果に基づき、アル ゼンチンにおける協同組合と互助会の現況を概観 してみる (INAES [2008])。 2008 年に発行された 同センサスによると、登録されている協同組合は 全国で1万2760組合である。地理的分布はブエ ノスアイレス州に26.4%, ブエノスアイレス市に 14.4%, コルドバ州 8.4%, サンタフェ州 6.9%と 続いており、ブエノスアイレス市とブエノスアイ レス州だけで全体の40.8%を占めるに至る。他方. 登録されている互助会は全国で4166ある。その 地理的分布は、ブエノスアイレス市 26.0%、ブエ ノスアイレス州 20.1%, サンタフェ州 17.2%, チャ コ州8.1%と続いており、ブエノスアイレス市と ブエノスアイレス州合わせて 46.15%に達してい る。協同組合と互助会は、経済的に最重要で人口 も多いブエノスアイレス州とブエノスアイレス市 に集中していることがわかる。とくに、ブエノ スアイレス市はアルゼンチンの全人口 4000 万人 の7.2%しか占めていないのにもかかわらず、同 市への協同組合と互助会の集中が目立っている。 これは同市が首都であり、協同組合や互助会の登 録が同市で行われることが多いためと推定される

が、さらなる調査が必要である。他方、ブエノ スアイレス州が全人口に占める割合は38.9%であ り、人口比にすると協同組合と互助会の相対的数 は多いとはいえない⁽¹⁾。

また、現在活動している協同組合1万129組合 の設立年を見ると、68.5%が2001年から2006年 にかけて設立されたものであり、13.1%が1991 年から2000年にかけて設立されたものである。 すなわち、現在活動している協同組合の80%以 上が1990年代以降になって設立され、とくに 2000年代になって急増していることが注目され る。この時期は、2001年経済危機が起こり、社 会運動が活発化した時期であり、また、新自由主 義に反対して国家の役割を拡大しようとするキル チネルおよびクリスティーナ政権期に相当する。 他方。 互助会に関しては軍政期の 1970 年代以降。 徐々に増加する傾向がみられる。

国家協同組合運動・社会的経済院の統計のなか には、協同組合の部門別活動を自己申告により社 会的活動と経済的活動に分けているものがある。 ただし、自己申告なのでそのなかには重複が見ら れる。そのため単純に比較できないが、目的別に みた場合,協同組合や互助会は社会的目的が経済 的目的を大きく上回っている。社会的目的を持 つとする8800組合の活動区別は、上位から労働 59.7%, 公共サービス 14.1%, 住宅 13.7%, 消費 12.4%, 年金10.5%, 信用9.8%, 農牧業9.1%となっ ている。社会的目的を持った協同組合では、労働 協同組合の多さが際立っている。この点に関して は、第3節で社会扶助プログラムとの関係で別途 検討する。また、経済的活動をしていると申告し た 3865 協同組合と 2818 互助会の種別は図1のと おりであり、信用・経済支援が最多の29.1%を占 め、公共サービス 20.5%、農牧業 15.2%と続く。



経済的目的を持った協同組合と互助会の種別(%)

(出所) INAES [2008: 35] http://www.inaes.gov.ar/es/2015年2月6日

Π 医療部門における協同組合と互助会

1 アルゼンチンの医療制度における福祉多元主義

それでは、医療部門において協同組合と互助会 は、国家や市場に対してどのような位置づけにあ るのであろうか。まず、アルゼンチンの医療制度 をみると、財政面とサービス供給両面において. 公的部門・第三セクターあるいは市民社会部門・ 民間部門からなる福祉多元主義を構成しているこ とがわかる (図2参照)。第一に、国・州・市が財 政支出する公立病院がある。ここでのサービスは 原則無料で、全国民を対象とした普遍的制度であ る。しかし、現実には長い待ち時間、施設の老朽 化または無料薬剤の不足などにより、 貧困層や低 所得層の利用が中心となっている。

第二に、雇用労働者が対象の社会事業 (obras sociales)と呼ばれる職域別の社会保険である医 療保険がある。社会事業は、戦前より職域別に設 立されていたものが、1970年にすべての被用者 が対象となる社会医療保険となり、1971年には 年金受給者向けの社会医療保険制度が設立され拡 大していった。医療サービスは、社会医療保険が 直接運営する医療機関か、各医療保険が契約した

民間・協同組合・互助会が運営する医療機関によ り提供される。医療サービスの内容は、職域別の 社会医療保険ごとに相違がある (Panadeiros [1991: 2-3])。

第三に、民間部門・第三セクターあるいは市民 社会部門がある。この部門には、財政とサービス 供給の両面において、民間の営利企業とともに、 協同組合や互助会など市民社会組織に属する機関 が存在する。この部門は、法律的には医療事前 支払い制度 (medicina prepaga) と呼ばれる組織 として一括されている。民間医療保険法(正式に は事前支払い制度法:法律26682号)によると、そ の定義は法人格にこだわらず、任意の加入と拠出 により、利用者に対して直接あるいは間接的に 医療サービスを提供する事前支払い制医療企業 (empresa de medicina prepaga) であるとする (第 2条)。

このように、医療部門における協同組合と互助 会は、法律的には営利目的の民間医療保険と同じ く、前述の民間医療保険法によって規制されてい る。それによると、保健省が民間医療部門の運営 と会計などの監査を行うことになっている。同法 はまた、最低料金、保険が適用される組合員や会

図2 アルゼンチンの医療制度 医療 財 政

公的財政支出		社会医療保険		個人支払い保険			
国	州	市	(本人と雇用者の保険料)		民間医症 共同組合		自由 診療
国立病院	州立病院	市立病院	社会医療保険 独自の 医療施設	契約医療 施設	契約 医療 施設	独自施設	自由診療
公立病院				療機関・協同組合・互助会			

医療 供給

(出所) 宇佐見 [2001: 269] に加筆。

員、契約のモデルなどに関して規定している。さ らに、協同組合や互助会を含む民間医療保険と社 会保険を監督・監査する機関として、保健省の外 局として医療サービス監督局(Superintendencia de Servicio de Salud)が設置されている。

このように. 協同組合や互助会形式の医療・保 険は、民間医療・保険機関の一種として国家によ り位置づけられ、国家の規制と監督を受けている。 また、公立病院との関係では、救急患者を除き、 民間医療保険保持者が公立病院を利用した場合. 定められた料金を民間医療保険会社が公立病院へ 支払わなければならないと決められている。

2 医療協同組合·互助会

つぎに、医療部門における各機関は、加入者数 (公立病院利用者を含む) でどのような位置を占め ているのであろうか。国家協同組合運動・社会的 経済院の資料によると、2006年時点で医療サービ スの提供を目的とした協同組合は195組合。互助 会は861存在し、1998年に比べて71%増加した とされる。そのうちの90%が会員数5000名以下 の小規模なものとなっている(2)。提供される医療 サービスは, 各協同組合や互助会独自の施設によ るもの, 他の医療機関との契約に基づくもの, お

よび両者からなるものがある。表2は、医療保険 別の加入者数⁽³⁾を示したものである。それによる と,協同組合・互助会医療保険の加入者数は,公 立病院, 労働組合医療保険, 州医療保険, 退職者 医療保険の加入者数に次いで5位に位置している。 この統計では、民間医療保険を営利目的の事前支 払い医療保険と、社会的経済(協同組合と互助会) の医療保険に分けて示している。民間医療保険部 門利用者の半数以上が協同組合か互助会に加入し ており、営利目的の医療保険を上回っている。

表 2 医療保険別加入者の概数

医療・保険機関	加入者数(人)			
公立病院	15,000,000			
労働組合医療保険	10,000,000			
州医療保険	5,200,000			
退職者医療保険	3,500,000			
協同組合・互助会	2,700,000			
民間医療機関	2,500,000			
管理職医療保険	1,000,000			
軍・警察医療保険	800,000			
国·公大学医療保険	320,000			

(出所) INAES. http://www.inaes.gob.ar/es/noticias.asp?id =851 (2015年2月10日)

3 医療協同組合・互助会の事例

具体的に医療協同組合・互助会はどのようなも のであるのかについて、営利医療機関(民間医療 保険)と比較しよう。最初に、医療協同組合の事 例として ACA 医療協同組合 (Aca Salud) を取り 上げる。同医療協同組合は、1922年にサンタフェ 州とロサリオ州の農牧生産者協同組合の連合会と して設立されたアルゼンチン協同組合アソシエー ション (Asociación de Cooperativas Argentinas: ACA) を基盤とし、その会員に医療を提供するこ とを目的に1984年に設立された。ただし、同医 療組合はアルゼンチン協同組合アソシエーション の会員のみを対象とせず、労災保険等の二次保険 の4社からなる企業グループ, および協同組合を 主要な顧客とする旅行会社の社員も対象としてい る。ACA 医療協同組合は、現存する協同組合の なかでも長い歴史を有する安定した協同組合とみ られる。会員数は12万人であり、会員5000人以 下が90%を占める医療関係協同組合・互助会の なかでは規模の大きな組合であるといえる。

ACA 医療協同組合は、その協同組合の原則と して「組織は協同組合法人であり、連帯企業と規 定される。営利目的でないため、医療面において 利益追求の必要性から派生する制約にとらわれず に決定を行うことができる | としている ⁽⁴⁾。また. 上記 I-2 節で述べたように、開かれた・自発的メ ンバーシップや、会員による民主的運営などの協 同組合の原則が掲げられている。しかし、提供さ れる医療プログラムは支払う料金により差異が見 られる。同医療協同組合は、基本的には医療保険 として機能しているが、同時に自己の病院や診療 所を持ち、またその他の医療サービスは契約医師 ・機関で行われる。同医療組合の医療サービスプ ランは、サービスの充実度からみてユニバーサル・ プラス, ユニバーサル, 統合の3プランがあり,

そのなかがさらに区分されていて全部で9種類の コースがある。このうち上位2プランは、一般診 療、生体検査、一次・二次医療などは窓口の支払 いなく全額保険より支出されるが、統合プランは コースにより窓口支払いがある。また、薬剤の自 己負担は、プランとコースによりにより60%か ら25%までの開きがあり、リハビリテーション なども、プランとコースにより全額自己負担から 年25回から60回まで窓口負担なしと差異がある。 入院した際の部屋もプランとコースにより個室と 相部屋、訪問診療も自己負担なしから全額自己負 担までと分かれている(5)。このように、ACA 医 療協同組合の提供する医療保険は、支払う保険料 によりサービスに差がある民間保険の原則にした がって運営されている。ただし、保険料に関する 資料が公開されておらず、営利目的の医療機関と 比べて割安であるかどうかは判断できない。

つぎに、医療互助会の事例として、サンタフェ 州ロサリオ市に本部を置くフェデラーダ医療組合 (Federada Salud) を紹介する。同互助会は, 50 年の歴史を持つ医療を目的とした互助会であり, 会員は10万人に達し、医療互助会としては大規 模なものである。同互助会は基本的には医療保険 としての機能が中心で、医療サービスは提携機関・ 医師・薬局が行っている。提供している医療保険 には4種類のプランがあり、料金が高いプランほ ど、専門医の診療や入院時の個室など保障が充実 している⁽⁶⁾。同互助会の提供する医療保険は、保 険料に対応したサービスが実施されるという意味 で、民間保険の原理がみられる。

最後に、純粋な株式会社組織の事例として、オ ミント株式会社 (OMINT S.A. de Servicio) の事 例をみよう。同社は1967年に設立され、医療保 険を主事業とする株式会社である。医療サービス は独自の病院のほかに、契約した病院や個人医師

で受ける。同社は設立35年の歴史を持ち、加入 者は12万人であり、年商は約6000万USドルで ある(7)。同社の医療保険プランは4種類あり、受 診できる診療機関、保証される範囲や提供される 医療内容がプランにより異なっている⁽⁸⁾。保険料 金により保険内容に差があるのは、民間保険の原 理として当然のことである。

以上のように、医療部門における協同組合や互 助会は、運営の原則としては民主的運営や非営利 団体という市民社会組織的側面を持っている。し かし、国による法的規制においては、営利目的の 民間医療保険と同じ法律により規制され、保健省 の外郭団体により監督される位置づけにある。ま た、提供する保険プランは、支払われる保険料金 に応じてカバーされる範囲が異なる民間保険の原 則に従い、営利企業と同じしくみの保険プランを 提供している点で、営利企業と大きな差異は認め られない。その意味において、医療部門での協同 組合や互助会は、市民社会組織のなかでも、より 市場での営利企業に近い性格を持つといえ、国 家からも営利企業と同じ法的取り扱いを受けて いる。保険プランの料金とサービスを比較して. 医療協同組合や互助会が営利目的の医療保険よ り割安で良質のサービスを提供しているか否か という質的な面での差異は、確証するのが難し い点である。

対貧困政策における協同組合

対貧困政策における市民社会組織の関与は. アルゼンチンにおいても長い歴史を有してい る。2001年経済危機を経て成立したドゥアルデ (Eduardo Duhalde) 政権により、2002年から実 施された「失業世帯主プログラム」(Plan Jefas y Jefes de Hogar Desocupado) では、失業世帯主に

月額 150 ペソ (2002 年 12 月末のレートで約 44.9 ド ル)を一定の就労と子どもの健康管理や就学とい う条件を満たすことにより給付していた。受給者 が就く仕事は、公的機関や市民社会組織により 提供されたもので、資金は連邦政府から州、市 やNGO を経由して支給されることになっており、 プログラムの実施に市民社会組織が関わっている (Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social [2003: 97]; Golbert [2005: 25-26])

キルチネル政権の後継政権であるクリスティー ナ政権により、2009年に「普遍的子ども手当| (Asignación Universal por Hijo: AUH) と「就労を ともなう社会的包摂プログラム "働くアルゼンチ ン"」 (Programa de Inversión Social con Trabajo "Argentina Trabaja") (以下「働くアルゼンチン・ プログラム」)が施行された。「普遍的子ども手当し は、インフォーマルセクターの子どもに手当を支 給する政策であり、「働くアルゼンチン・プログ ラム」は失業者を公共事業に就労させ、手当を給 付するプログラムである。これらのプログラムは, すべて受給に際して子どもの教育や就労などの条 件が付いていることから、条件付現金給付の一形 態とみなすことができる。

「働くアルゼンチン・プログラム」は、社会開 発省が管轄するプログラムである。同プログラム の対象は、貧困状況にあり、世帯としてフォーマ ル部門や年金・その他の社会扶助からの収入のな い人々である。社会開発省は、上述した国家協同 組合運動・社会的経済院を介して、貧困状況にあ る人々の能力開発を目的に、彼ら約60人を組織 化して協同組合の設立を支援する。そして、その 協同組合がインフラ建設などの公共事業を担う。 労働協同組合の形成を通じて, 社会開発省は貧困 労働者の能力開発と連帯を強化し、社会参加を促 進することを目指している。また同省によると.

労働協同組合を設立することは、 自律と人々の 組織化を創生することであるという(9)。このよう に、クリスティーナ政権では、政府が主導して対 貧困政策において労働協同組合の設立を推進して いる。

とはいえ、同プログラムに関する情報公開はき わめて限られており、本稿ではいくつかの先行研 究をもとにその性格に迫りたい。同プログラムの 規定を分析したロ・ブオロ(Rúben Lo Vuolo)に よると、プログラムの対象者に対して仕事の数を 決める分配者が存在し、彼が貧困者のなかからイ ンタビューなどを通して同プログラムの対象とな る人を選択する。ロ・ブオロは、この制度は選択 する人とされる人の間に権力関係フィルターを作 るものであると批判している。また、同プログラ ムにある協同組合は自律的なものではなく、プ ログラム受給者は事前に設定された構造に包含さ れ、その運営に何らの決定権も持たない。プログ ラム受給者が行える唯一の自律的行為は. 高率の 失業率や貧困率が記録された危機的状況による圧 力のもとでプログラムに登録することだけである とし (Lo Vuolo [2010]). 同プログラムにおける 協同組合が自律的・民主的な市民社会組織ではな いと批判している。また、他の研究者による同プ ログラムの受給者2人へのインタビューでは、同 プログラムの協同組合には人々を社会に統合さ せる連帯が存在していないとの指摘もある(De Sena y Chahbenderian [2011])_o

サラサーガス (Rodrigo Zaraszagas S.J.) は、「普 **遍的子ども手当」と「働くアルゼンチン・プログ** ラム」がどのように地域で機能し、その政治的目 的が何かを明らかにするために、ブエノスアイレ ス近郊のいくつかの市において 120 人のプンテー 口 (puntero) と呼ばれる地域の政治ブローカー にインタビューを実施した。2009年の中間選挙 敗北を受けて、クリスティーナ政権は2011年大 統領選挙への対応を迫られていた。そのような状 況下で制定された「普遍的子ども手当」は、クリ スティーナ大統領の支持率回復には寄与したもの の、同プログラムがクライアンティリズムを排除 し、またその実施に際して市を介在させなかった ために、大ブエノスアイレス圏市長に対するクリ スティーナ大統領の統制力回復には寄与しなかっ たとしている (Zaraszagas [2014: 87-88])。

これに対して、サラサーガスは「働くアルゼン チン・プログラム | において、協同組合における ポストは市長にとって重要な政治資源であったと する。なぜなら、同プログラムにより、市長は協 同組合内におけるポストを通じて地域ブローカー のネットワークを維持し、また協同組合を通じて 政治ブローカーと非常に多くの組合員という従属 者に資金を支払うことができ、その地域を政治的 に統制することができるようになったからである としている (Zaraszagas [2014: 93])。以上の先行 研究から得られる知見は、"働くアルゼンチン・ プログラム"における協同組合は、自律的な組織 ではなく上から組織化されたものであり、それを 通して国から地域に至るクライアンティリズムの ネットワークを形成させるものであるということ になる。キルチネルおよびクリスティーナ政権期 には、倒産した企業を労働者が再建して、自主運 営しようとする労働者の運動が展開され.「回復 企業」運動と呼ばれた。そうした「回復企業」が 合法的に企業活動を継続する際にも、協同組合を 結成することが求められるようになったが、これ に対しても労働者の自律性の喪失と国家の管理 強化という批判がある (Hirtz y Giacone [2013])。 このため、政府の社会扶助プログラムをもとにし て形成された協同組合は, 市民が自律的に組織 を形成したものではなく, むしろ国家により統制

されたものであるとの知見が先行研究より得られ る。もちろん、こうした批判的側面のみではなく... 自律的協同組合により公共事業が実施されている 例がある可能性もあり、今後実態調査を行う必要 性があり、また情報公開が待たれる。

むすび

本稿では、21世紀における市民社会組織、と くに協同組合と互助会が社会保障面で国家や市場 とどのような関係にあるのかを、福祉多元主義と いう概念を通して考察した。その際、ペストフの 提唱する第三セクターを、それと隣接し合う領域 と相互に影響しあうという意味での媒介領域であ るという視点から、医療と対貧困政策において協 同組合と互助会はどのような位置づけにあるのか を概観した。ここでいう第三セクターとは、それ を構成する組織すべてが市民社会組織とみなされ るために、市民社会部門に包摂される。まず医療 分野では、医療財政とサービス提供の両面におい て、公的部門・市民社会部門・民間部門が相互に 関係しながら供給を行う制度が構築されていた。 そのなかで、協同組合と互助会は、国家から営利 目的の民間医療保険と同一の法律と規制機関によ り規制・監督されている。また、サービスの供給 にも料金に対応した民間医療保険の原理がみられ る。そのため医療協同組合・互助会は、運営面に おいて連帯・民主的運営という市民社会的側面を 持ちつつも、事業面では市場において営利企業と 類似した活動を行っている。その意味で医療協同 組合・互助会は、第三セクターのなかでも市場と 市民社会にまたがる性格を有しているとみること ができる。

他方, クリスティーナ政権下での対貧困政策に おいて協同組合は、「就労をともなう社会的包摂 プログラム"働くアルゼンチン"」というプログ

ラムのなかで、国家によりその結成が規定されて いることから、自律的な市民社会組織ではないと の批判が先行研究にみられる。このような批判は、 回復企業が協同組合で事業継続する事例でもみら れる。こうした先行研究を受け入れるならば、社 会扶助部門において協同組合は国家により近い 位置にあることになるが、その実態解明には政 府による情報の公開と事例研究の積み重ねが求め られる。

- (1) http://www.censo2010.indec.gov.ar/ resultadosdefinitivos_totalpais.asp 2015年2月6日
- (2) http://www.inaes.gob.ar/es/userfiles/file/libro/ INAES_Cooperativas_y_Mutuales_2008_parte_02. pdf 2015年3月2日
- (3) 公立病院の場合, 社会保険や民間保険非加入の実 質的な対象者を示していると思われる。
- (4) http://www.acasalud.com.ar/institucional/ doctrina.asp 2015年2月12日
- (5) http://www.acasalud.com.ar/default.asp 2015 年 2月12日
- (6) http://www.federada.com/portal/hgxpp001. aspx?96 2015年2月13日
- (7) http://www.securities.com/php/company-profile/ AR/Omint_SA_de_Servicios_es_1106907.html 2015年2月13日
- (8) http://www.omint.com.ar/Website2/Default. aspx?tabid = 1388 2015 年 2 月 16 日
- (9) http://www.desarrollosocial.gov.ar/ argentinatrabaja/ 2015年2月16日

参考文献 -

<日本語文献>

イァーネス. アルベルト(佐藤紘毅訳)[2014]『イタ リアの協同組合』緑風社 (Ianes, Alberto [2011] Le cooperative, Roma: Carocci editore)

宇佐見耕一[2001]「アルゼンチンにおける社会医療 保険改革」(宇佐見耕一編『ラテンアメリカ福祉

- 国家論序説』アジア経済研究所 267-299 ページ。 ジョンソン, ノーマン (青木郁夫・山本隆訳) [1993] 『福祉国家のゆくえ:福祉多元主義の諸問題』法 律文化社 (Johnson, Norman [1987] Welfare State in Transition: The Theory and Practice of welfare Pluralism, Brighton, Sussex: Harvester Wheatsheaf)
- バーマス, ユルゲン (細谷貞雄・山田政行訳) [1973] 『公 共性の構造転換』未来社。
- ペストフ, ビクター A. (藤田暁男他訳) [2000] 『福 祉社会と市民民主主義 協同組合と社会的企業の 役割』日本経済評論社 (Pestoff, Victor A. [1998] Beyond the market and the State: Social enterprises and civil democracy in welfare society, Aldershot, Hants, England; Brookfield, Vt., USA: Ashgate Pub.

<外国語文献>

- Cohen, Jean L. and Andrew Arato [1992] Civil Society and Political Theory, New Baskerville: MIT Press.
- De Sena, Angélica y Florencia Chahbenderian [2011] Argentina, ¿trabaja? Algunas reflexiones y miradas del plan "Ingreso Social con Trabajo", Polis No.30 pp.1-15.
- Golbert, Laura [2004] ¿Derechos a la inclusión o paz social? Plan jefas y jefes de hogar desocupados, Santiago de Chile: CEPAL.
- Hirtz, Natalia Vanesa and Marta Susana Giacone [2013] "The Recovered Worker's Struggle in Argentina: Between Autonomy and New Form of Control" Latin American Perspective, No.40, pp88-100.
- INAES [2008] Las cooperativas y mutuales en la República Argentina, Reempadoronamiento nacional de y censos económico sectorial de cooperativas y mutuales, Buenos Aires: INAES, http://www.inaes.gov.ar/es/

- Ministerio de trabajo, empleo y seguridad social [2003] Plan Jefas y jefes de hogar desocupados, un año de gestión, Buenos Aires: Ministerio de trabajo, empleo v seguridad social.
- Panadeiros, Mónica [1991] El Sistema de Obras sociales en la Argentina: Diagonóstico y Propuesta de Reforma, Buenos Aires: FIEL.
- Panadeiros, Mónica [1992] Gasto público social: el sistema de salud, Buenos Aires: FIEL.
- Plotinsky, Daniel [2009] "Historia de cooperativismo 1" http://www.centrocultural.coop/blogs/ cooperativismo/2009/06/18/historia-delcooperativismo-1/2015年2月4日.
- Zarazaga S. J., Rodorigo [2014] "Política y necesidades en Programas de Transferencias Condicionadas, La Asignación Universal por Hijo y el Programa de Inclusión Social con Trabajo "Argentina Trabaja"" in Carlos Acuña ed., El estado en acción, Fortalezas y debilidades de las políticas sociales en Argentina, Buenos Aires: Siglo Veintiuno Editores pp.71-107.
- Lo Vuolo, Rubén M. [2010] El programa" Argentina Trabaja" y el modo estático de regulación de cuestión social en país, Buenos Aires: CIEPP, http://www. ciepp.org.ar/index.php?page = shop.product_ details&flypage = flypage_new1.tpl&product_ id = 23 & category_id = 8 & option = com_ virtuemart&Itemid = 2&lang = es 2015年2月 19日.

(うさみ・こういち/同志社大学教授)